

新型コロナウイルス感染症対応

地方創生臨時交付金を活用した事業を実施します

新型コロナウイルス感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し、地方創生を促すために創設された「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用し、脱コロナに向けた協生支援策を実施します。

下記各事業の詳細は、町ホームページをご覧ください。

宇美町 臨時交付金

町HPIは
こちら 

1、子育て世帯応援給付金

学校の臨時休業や保育施設などの利用自粛などに伴う育児負担、子どもに係る家計の食費増加による経済的負担を緩和するため、子育て世帯に対する応援給付金を支給します。詳細は対象となる世帯に郵送でお知らせします。

【支給対象者】つぎの①または②に該当する方。

①「令和2年度宇美町子育て世帯への臨時特別給付金」の対象になった方。

②児童扶養手当(4月分または5月分)の支給対象者で、令和2年4月30日(木)に住民基本台帳に登録されている方。

【給付額】①②それぞれ対象児童1人につき5,000円

☎住民課 年金手当係 ☎932-1111 FAX933-7512

2、小規模事業者応援給付金【拡充分】 給付額:1事業所あたり10万円

緊急事態宣言が5月14日(木)まで延長されたことを受け、5月7日(木)から申請受付を実施している本事業の支給対象者を拡充します。

既にこの給付金を受給された方は対象外です。給付条件などの詳細については、同封の折り込みチラシをご覧ください。

☎まちづくり課 商工観光係 ☎932-1111 FAX933-7512

3、休業要請協力店舗等協力金 給付額:1事業者あたり10万円

福岡県の休業などの要請に応じて、休業、営業時間の短縮およびデリバリーなど「密」を避ける対策を実施した店舗に対し、協力金として1事業者につき10万円を給付します。給付条件などの詳細については、同封の折り込みチラシをご覧ください。

☎まちづくり課 商工観光係 ☎932-1111 FAX933-7512

4、遠隔・オンライン学習の環境整備事業

学校や家庭での切れ目ない学習環境を提供するため、町内の小・中学校に通う全児童生徒に1人1台のタブレット型パソコンを配備し、ICT教育環境を充実して遠隔・オンライン学習の推進を図ります。

☎学校教育課 ☎934-2245 FAX933-9211



5、避難所環境整備事業

災害時の避難所として使用する施設および学校にパーテーション、検温測定器による体温測定を行い、「3密」を避け避難所での感染拡大を防止します。

【設置予定備品】パーテーション、サーモカメラセット、ハンディサーモ、避難所マット、体温計

☎危機管理課 ☎932-1111 FAX933-7512

プレミアム付き 地域商品券発行事業

宇美町商工会が毎年実施している本事業の拡大を検討しています。事業の実施時期などの詳細については、決定次第お知らせします。

☎宇美町商工会
☎932-0443
FAX932-7563

これから迎える梅雨や台風などの自然災害に備えましょう



【避難所における新型コロナウイルス感染症対策】

新型コロナウイルスの感染が続くなか、これから出水期を迎え、台風など風水害による避難所の開設が想定されます。町としては、開設した避難所内での新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、3密(密閉・密集・密接)をできる限り避け、避難所の分散化や消毒液の設置、十分な換気やスペースの確保など避難所の衛生確保に努めてまいります。町民の皆さんにおかれましても、以下について、ご理解ご協力をお願いします。

✓ 自分が住んでいる場所は避難の必要がある場所か確認

自分の住んでいる場所が土砂災害警戒区域や浸水想定区域なのかハザードマップなどで確認し、災害の発生が予想される場合に避難が必要かどうか事前の確認をお願いします。



✓ 開設している避難所を確認

感染防止対策として通常の避難所と場所が異なる場合があります。密集しないよう十分なスペースを確保するなどの対策が必要なため、避難所の収容人数を制限するなど、皆さんにご不便をおかけすることがあります。当日もしくは前日に、開設している避難所を町へご確認ください。



✓ 親戚や友人・知人の家などへの避難を検討

自宅での安全確保が可能な場合、感染リスクを負ってまで避難所へ行く必要はありません。本当に避難所に行く必要がある方を適切に受け入れられるよう、ご配慮をお願いします。また、避難所だけでなく、自宅での垂直避難(2階など)や安全な地域へお住いの親戚や友人・知人の家など、避難所以外の場所への避難も検討をお願いします。なお、安全な場所にある駐車場で車中泊することなども避難の方法としてご活用いただけますようお願いいたします。

✓ 避難所へ避難する場合のお願い

避難所へ避難する場合、感染症拡大防止のため、次の点についてご協力をお願いします。

- ・ご自身の健康状態を確認するための体温計やマスクなど、感染予防に必要なものをお持ちください。
- ・頻繁に手洗いをするとともに、咳エチケットなどの基本的な感染対策を徹底してください。
- ・発熱や咳など体調の変化が見られた際は、すみやかに避難所職員にご連絡ください。その際、発熱や咳が出た人用の専用スペースの確保に努めます。



避難所の感染拡大を防ぐために、皆様のご理解とご協力をお願いします。

☎危機管理課 防災防犯係 ☎932-1111 FAX933-7512